

5・7 国際コンテナ諸問題への対応

5・7・1 ISO/TC104（貨物コンテナ）に関する対応

1. ISO の概要

ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）は、1947年に設立された全世界的な非政府機構（本部：ジュネーブ）であり、国際連合および関連国際機関ならびに国連専門機関における諮問的地位を有している。ISOには各国毎に代表的標準化機関1機関のみが参加可能であり、約140カ国の参加国から成り立っている。製品やサービスの国際交流の容易化、知的、科学的、経済的活動分野における国際間協力の促進を目的とし、分野別に約190の専門委員会（Technical Committee：TC）が設置され、審議を行っている。（船協海運年報2000参照）

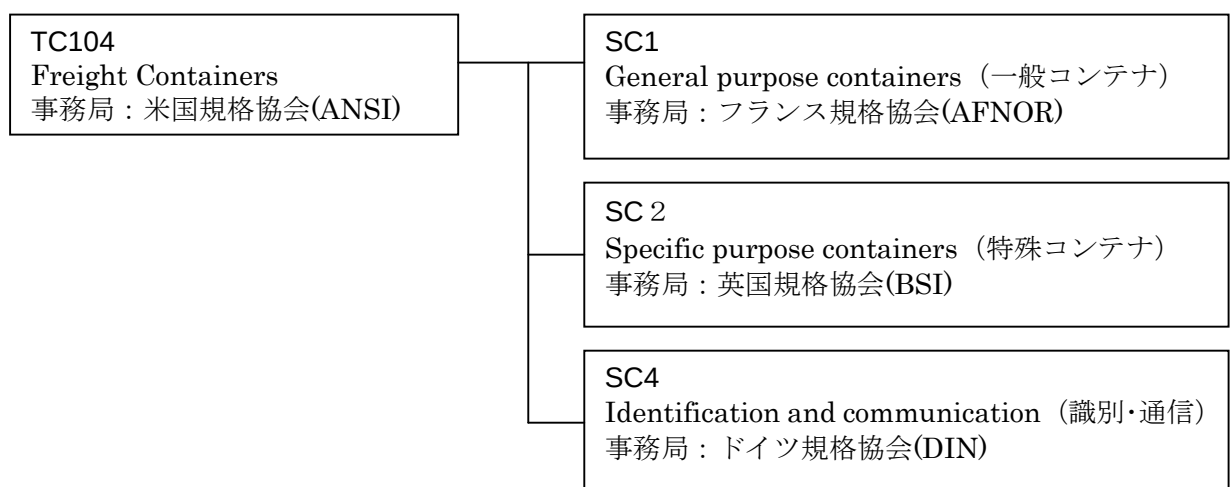
なお、わが国からは、閣議了解に基づき1952年4月15日以来「日本工業標準調査会（Japanese Industrial Standards Committee：JISC）」（事務局：経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット）が参画している。

2. ISO/TC104（貨物コンテナ）の概要について

当協会は、JISCの承認の下、ISOの中で104番目に設置された専門委員会であるISO/TC104の国内審議団体を引き受けている。TC104は31カ国の正式加盟国（いわゆるPメンバー：業務に積極的に参画し、規格投票に対する債務および可能な限り会議に参加するメンバー。）および24カ国のオブザーバー加盟国（いわゆるOメンバー：オブザーバーとして業務に参画するメンバー。意見提出、会議出席も権利を有する）にて構成され、貨物コンテナ、特に海上コンテナに関する専門用語の定義、仕様、試験方法および付番等に関する標準化を審議している。

TC104の傘下には現在、3つのSC（Sub Committee1,2,4）があり、更にその下部組織としてWG（Working Group）がある。

ISO／TC104 組織図



3. ISO/TC104における当協会の役割

当協会は1998年4月以降、ISO/TC104にかかわる国内審議団体事務局を行っており、「日本船

主協会 ISO コンテナ委員会」(以下「当委員会」)にてその審議がなされている。メンバーは、コンテナを扱う当協会加盟船社3社を中心として、コンテナやコンテナ関連機器製造メーカーおよび関係省庁担当で構成されている。定例委員会は通常2カ月に1度開催され、ISO本部や関係省庁、関係団体等からの意見照会、調査協力、規格案投票等に対応している。

また、当委員会委員長は委員会を代表して JISC 物流技術専門委員会に参画し、工業標準に係る調査審議に加わっている。

4. 検討状況

2006年度については、当方が最も注視する電子シール(E-seal)の規格化の検討のほか、45フィートコンテナ、冷凍コンテナなどの規格化や既存規格の見直しなどについて検討を行い、各SCを通じて意見反映に務めた。

当方が最も注視している現在検討中の電子シールの規格案 ISO18185 は、次の7つの構造で構成されている。

ISO 18185-1: コミュニケーションプロトコル

ISO 18185-2: アプリケーション要件

ISO 18185-3: 環境特性

ISO 18185-4: データ保護

ISO 18185-5: センサーインターフェース(電子シール活動に不要となったため活動取下げ)

ISO 18185-6: 電子シールリーダーとホストコンピュータ間での転送用メッセージセット

ISO 18185-7: 物理層

このうち、ISO 18185-3「環境特性」の規格のみ2006年6月にISO規格として制定済みとなった。

ISO18185-1「コミュニケーションプロトコル」、ISO18185-2「アプリケーション要件」、18185-7「物理層」についてはSCでの検討が計画通り進められており、ISO18185-1と18185-7はFDIS(Final Draft International Standard)投票に進む見通しである。

ISO18185-4「データ保護」、18185-6「電子シールリーダーとホストコンピュータ間での転送用メッセージセット」は検討が遅れており、ISO18185-4はDIS(Draft International Standard)投票、18185-6はCD(Committee Draft)投票が行われることとなっている。

5・7・2 国際貨物コンテナ所有者コード管理業務

ISO6346(Freight containers - Coding, identification and marking: コンテナの共通識別コードの規格)では、コンテナの識別に必要な措置として所有者コード等の付番を義務付けており、所有者コードについては、その登録を国際登録機関であるBIC(Bureau International des Containers: 本部パリ)に対して行わなければならない旨定めている。

当協会では、ISO コンテナ委員会業務に関連して、BICの日本の登録機関NRO(National Register Organization)として日本でのコンテナコードの登録、問い合わせの窓口を担当している。